

第4回規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成25年3月8日（金）14:00～16:02
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、松村敏弘、森下竜一
 - （政府）寺田内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、館規制改革推進室次長、羽深規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官、中野企画官
 - （環境省）鎌形大臣官房審議官、米谷総合環境政策局総務課長
上杉総合環境政策局環境影響評価課課長
 - （経済産業省）川上産業技術環境局審議官、松尾産業技術環境局環境政策課長、村上商務流通保安グループ電力安全課長
4. 議題：
 - （1）ワーキング・グループの進め方について
 - （2）環境省及び経済産業省からのヒアリング
（石炭火力発電に対する環境アセスメントメントについて）
 - （3）一般用医薬品のインターネット等販売規制に関する規制改革会議の見解について

5. 議事概要：

○岡議長

本日、稲田大臣は欠席。甘利大臣も欠席だが、西村副大臣が代理出席。委員では、大田議長代理、佐々木、林両委員が欠席。浦野、大崎両委員は遅れて到着の予定。

議事に入る前に、私から報告を1点。2月28日、自民党の日本経済再生本部会合に、当会議議長として稲田大臣と共に出席した。私からは、前回会議において最優先案件4項目を決定したこと、四つのワーキング・グループを設置し、前回会議で決定した検討項目の議論をこれから開始すること等を説明の上質疑応答を行った。また、規制改革の成果を高めるためには、政治の強力なリーダーシップが不可欠であるので、自民党の政治家の皆様の御支援をお願いしたいと併せ申し上げた。

(1) ワーキング・グループの進め方について

○岡議長 議題1「ワーキング・グループの進め方について」として、専門委員就任予定者について、事務局から説明をお願いします。

○滝本室長 専門委員は総理大臣が任命することになっているが、選任に当たり、議長、議長代理、4ワーキング・グループの座長の皆様に相談いただき、当会議として推薦をしたい人物を御推薦いただいた。それに基づき任命したい。

資料1、健康・医療ワーキング・グループは、土屋了介氏、松山幸弘氏、竹川節男氏。エネルギー・環境ワーキング・グループは、小林三喜雄氏、圓尾雅則氏。雇用ワーキング・グループは、島田陽一氏、水町雄一郎氏。創業等ワーキング・グループは、川本明氏、久保利英明氏。

それぞれ御本人から就任の御承諾を得たところで、任命手続きを行っているところ。

○岡議長 次に、各ワーキング・グループにおいて、前回提示した検討項目の中でどれから優先的に審議するかについて決定したので、その選定理由等も含め、各座長から説明をお願いします。なお、創業等ワーキング・グループは大崎委員に代わり長谷川委員をお願いします。

○翁委員 健康・医療ワーキング・グループでは最優先課題として、「1. 再生医療の推進」、「2. 医療機器に係る規制改革の推進」を取り上げたい。

再生医療の推進に関しては、かねてから規制改革会議としても議論をしてきた分野であるが、再生医療の開発を促し、国民が受けられる医療の水準を引き上げる。そして、日本の医療の高度化、競争力の強化につなげていくという意味で、国民にとっても大きなメリットがあり、成長にも資する重要な項目だということが背景である。

二つ目は、医療機器に係る規制改革の推進。これは国民に性能の高い医療機器をいち早く届けると。デバイスラグを短縮することにより、国民にとってメリットのある改革につながると思っている。また、国内メーカーのコスト負担も減少し、付加価値の高い医療機器を先駆けて開発するインセンティブにもつながると考えている。この2項目について最優先項目として進めたい。

その次に○を二つ付けている。八ついずれも重要ではあるが、特に「5. 一般健康食品の機能性表示の容認」と「7. 医療のIT化の推進」を取り上げている。

一般健康食品の機能性表示の容認については、付加価値の高い農産物加工品の加工を促進するという観点から、いろいろな健康増進に対するエビデンスが認められた素材を含有する健康食品について、その効果や効能に関する表示を認めることは、非常に国民にとっても関心の高い分野ではないかとして、取り上げていきたいと思っている。

また、医療のIT化の推進は、国民のニーズに応える医療の提供、医療費の効率化、高度化につなげていけるといふ非常に潜在的にいろいろなメリットの高い分野であり、こちらについても引き続いて進めていきたいと考えている。

○安念委員 資料2のⅡ、もともとの項目の中身は八つ挙がっていたが、石炭火力のアセスメントの問題と電力自由化の問題は全体での重要検討課題とするので、それを抜いて六つになる。それに、七つ目として「プラスチック製容器包装のリサイクル入札制度の適正化」を加え、そのうち、4、5、7を6月までの当ワーキング・グループの重点項目として選定した。

「4. 再生可能エネルギー発電設備に係る電気保安規制の合理化（バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者選任範囲の見直しを含む）」は、これだけ見ると驚くほど技術的な話だが、前から取り組んできたことでもあり、これを一例として、再生可能エネルギーの普及展開に関わる保安規制の見直し、合理化を広く念頭に置いて引き続き取り組みたい。

「5. 次世代自動車等の普及を加速するための環境整備」。次世代ビークルは日本にとって恐らくそうたくさんはないであろう技術的なフロンティアの一つであり、これについてのいろいろな規制を見直したい。

これはインフラ、例えば水素ステーションのようなものの設置規制がすぐに思い浮かぶところ。日本では水素を入れるタンクが、水素によってもろくなる性質でないものでないと駄目となっており、その規格は自ら決まっている。水素で鉄板がぺらぺらになってしまうと困る、要するにコントロールできればいいのだが、規制がそうになっていないので、そういう規制を合理化すると同時に、例えば道路交通規制や、電気事業法あるいは電波法といったソフトな問題もインフラであると捉え、次世代自動車が世の中に出ることの妨げにならないような規制を考えて参りたい。

7はプラスチックのリサイクルだが、市町村がリサイクル業者を入札する際に、その一定のカテゴリーの業者に初めから優先枠があり、既得権という言い方をすると少なくともその業界の方は怒るだろうが、やや入札の制度に合理性が欠けるのではないかと思われる。これもこれだけを見ると非常に技術的な話だが、リサイクルや静脈産業というものの発展を妨げるような規制を合理化していくことの一環と考える。

○鶴委員

雇用は、前回第3回の規制改革会議に、「雇用改革の『3本の矢』一人を動かすためにー」というペーパーを提出した。規制改革会議で考えるべき雇用のテーマ、どのようなシナリオ、どういった内容、さらにどういう原則で行っていくべきか、私自身の考え方をまとめ、提出した。

私は一つのキャッチフレーズとして、これは他のワーキング・グループの委

員の方々にもコメントをいただき、「私は人を動かす」ということで申し上げていた。政府が無理やり動かすのはどうですかという話もあったので、「人が動く」とにかく人が動いていくということを第一に考える。そのために私は雇用改革の3本の矢として、三つ大きな分野としてやらなければいけないことを挙げた。

その三つというのは、ペーパーには「解雇ルールのあり方」と書いているが、もう少し幅をとって、正社員改革という形で考えればどうかというのが1番目。2番目が「民間人材ビジネスの規制見直し」。3番目は規制改革会議とは若干内容は別のものかもしれないが、「セーフティネット整備、職業訓練や教育訓練の強化」。この三つがうまく連携して、雇用改革はできるのではないかと。

最初の正社員改革とは、実はワーキング・グループの検討項目の中で挙げられている。この1～2ページを御覧いただくと、1.の「(2)勤務地や職務が限定された労働者の雇用に係るルールを整備」、「8.労使双方が納得する解雇規制の在り方」。ここが一つ大きなテーマになるけれども、実は労働時間の関係の1.の(1)も、私は広く正社員改革の中に入ってくると認識している。

2番目の「民間人材ビジネスの規制見直し」には二つあり、この検討項目の順番では、3. 4. 5. が派遣、6. が職業紹介事業の問題。このような形で正社員改革と民間人材ビジネスの規制見直しという二つの大きな柱を考えたときに、まず何からやり始めるべきか。正社員改革とは将来の職務、勤務地、労働時間は実は限定されていない、これを無限定社員といい、その問題がいろいろな正社員の問題の根本にあるため、ここを少し限定化していくためにルールを整備する。これをしていくと、解雇ルールの問題にも波及していく。今の日本はどのような問題を抱えているのか、ここから議論するのが一番分かりやすいと思う。

民間人材ビジネスが、先ほど申し上げた派遣と職業紹介。派遣はずっと議論をされてきた。ここでやらなければいけないことはいろいろあるが、有料職業紹介事業における規制の問題をまず考え、それから、ハローワークと有料職業紹介事業がどう連携をとるのか、どういう役割分担をしていくのかを考える。こうしたことも人が動くためには大きなテーマだと考え、以上2点の項目を優先事項として選んだ。

○長谷川委員 大崎委員が遅れるため、代わってメモを読み上げさせていただきます。

創業等ワーキング・グループにおいて、優先的に検討すべき項目について御報告を申し上げます。

優先的に検討すべき項目の第1は、「1.ベンチャー企業の育成その他の成長支援のための資金供給の促進」である。我が国に閉塞間をもたらしている最大の要因は、我が国において企業の数が伸びないことにあると言ってよいのでは

ないか。創業等ワーキング・グループと銘打つ以上、この問題に手をつけないわけにはいかない。そこで米国における JOBS 法等、外国の状況を踏まえつつ、成長のためのマネー投入の円滑化。そのための処方策を検討することを一つ目に上げている。金融庁における企業開示制度見直しへ向けた検討の動き等を踏まえつつ、ワーキング・グループとしての議論を早期に着手したいということ。

2番目が優先的に検討すべき項目の第2で、「4. 容積率の緩和・区分所有法における決議要件の緩和」である。震災時における災害の防止、人命の保護、経済活性化に向けた内需拡大の観点から、老朽化の進む商業施設、集合住宅等のインフラを良質なものとする。併せて金の動きを活発化して、デフレ脱却につなげようとするものである。

なお、新たな項目として「7. 経済社会、技術進歩の動向等を踏まえた安全性に係る規制の合理化」を挙げている。国民の安全性の確保のために、よかれと思って作った規制が実は IT 化、グローバル化等の経済社会の変化や急速な技術進歩についていけず、国民の利便性の確保やベンチャー企業による新規性の高い事業展開の障害となり、ひいては本来の規制目的であったはずの安全性の確保の観点からも実効的な効果をもたらしていないというものはないだろうか。

そこで、これまで当ワーキング・グループの検討すべき項目の例として挙げられていたものの中にも、そうしたものの例として整理できるものがある。また、そうでなく、挙げられていなかった規制にも同様の問題がある。具体的な例としては、新規化学物質の審査制度、産業用ロボットに関する規制等を挙げているが、こうしたものを皮切りに似たような問題を洗い出し、関係省庁関係者からのヒアリングを行っていきたいと考えている。

最後に「10. 産業としての農業の競争力の強化」について申し述べたい。農業については当面、産業育成の観点から産業競争力会議で取り上げ、そこでの議論を通じて規制の問題が提起されれば、当会議である規制改革会議において議論するという基本的な枠組みは理解できる。ただ、6月で全ての検討が終了するわけではないということを踏まえれば、ワーキング・グループとしても産業としての農業の競争力強化を妨げていると考えられる規制の洗い出しなど、ある程度の検討の助走はしておくべきではないかとの意見が強かった。

○岡議長 各グループの主査及び代理の方から説明いただいたとおり。これはいよいよ各ワーキング・グループが具体的な調査審議に入っていくことになる。項目も多く、重点的に取り組む優先課題も決まったので、委員の皆様にはよろしく願いたい。

加えて、会議の委員はどのワーキング・グループにも参加できるので、時間の調整がつく限り、積極的に御参加いただきたい。

○寺田副大臣 健康ワーキング・グループで医療機器の治験前テストの話がさ

れたが、御承知のとおり、医療機器の輸出入もまだ自由化されておらず、是非有用な医療機器の輸入、あるいは日本の最先端の医療機器の輸出についても検討項目に加えて、「等」で入っているということなのかもしれないが、よろしく願います。

○翁委員 検討させて頂きたい。

○岡議長 ワーキング・グループの進行については、座長を中心に各ワーキング・グループに一任することを基本とするが、統一的に決めておいた方がよい事項について、事務局から説明をお願いします。

○滝本室長 資料3、ワーキング・グループの運営について（案）。

1. ワーキング・グループの設置、規制改革の主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、以下のワーキング・グループを設置する。各ワーキング・グループにおいては、検討課題に即し知見を有する専門委員の参画を得つつ調査審議を進めるということで、四つのワーキング・グループを置く。

2. 構成、各ワーキング・グループの構成員は別紙のとおりとする。本会議の委員と今後任命する専門委員、それぞれの一覧を御覧いただきたい。

各ワーキング・グループには、議長の指名により座長を置く。規制改革会議委員はいずれのワーキング・グループの会議にも参加できる。

3. 公表等、(1) 座長は、会議終了後速やかに議事概要を作成するものとする。(2) ワーキング・グループの資料及び議事概要の取り扱いについては、規制改革会議運営規則に準じるものとする。原則公開、一定の制約状況がある場合には非公開とするというもの。(3) 資料及び議事概要については、コンピュータネットワークにより広く国民が入手可能とするよう配慮するものとする。

4. その他、以上に定めるものの他、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキング・グループに諮って決める。

こういう運営要項にしてはどうかというもの。

○岡議長 ただいまの事務局の説明でよろしいか。

(「はい」と声あり)

○長谷川委員 議題が前に戻るが、確認しておきたい。農業は大玉であり、是非この本会議においても皆さまの御意見を聞いておきたい。産業競争力会議でもって、これについてそれなりの議論をしていると。岡議長も御出席されて、そこで特に規制について係る問題があれば、こちらに下りてくる。こういう立て付けになっているようである。

でも、それは理解した上で、昨今の情勢を見ると、この間の日米首脳会談を経て、TPPについても非常に前向きな議論が進んでいると聞いている。そうすると例えば TPP とこの農業の問題は非常に密接不可分、裏腹の関係にあると言ってもよいと思う。例えば TPP において農業を開放するから、考えられる反発も

当然出てくるわけだが、一方、農業を例えば輸出産業にして振興していこうとか、産業としてどうやって日本の農業を活発化していこうとか、このような観点からの議論も TPP がもし進むのであれば、この議論は避けて通ることができないと思う。

この会議が設置された当時とは、情勢が今、大きく変わりつつあると思っている。そこで議長あるいは副大臣が2人お見えなので、ここは是非この農業の問題について、どういう構え方でこれから議論をしていったらよいのか。改めて見解をお聞きしたい。

○岡議長 この件については、私自身、稲田大臣とも意見交換しているので、これから申し上げることは大臣もほぼ同じだと受け止めていただけてよろしいと思う。産業競争力会議では農業の議論が既に始まっている。近々、テーマ別会議の中で突っ込んだ議論が行われるので、それを見ながら規制改革会議として対応していくということを産業競争力会議の中でも申し上げている。どういうタイミングになるか、1カ月後か1週間後か申し上げられないが、いずれにしても、そのタイミングが来たときには、この会議で真正面から受け止めるということ。

具体的には、最優先項目として取り上げるか。創業等WGで助走的にやっている部分をその段階で最優先案件に上げてやるのか、あるいは農業専門のワーキング・グループを作ってそこでやるのかのいずれかだと思うが、産業競争力会議の進捗状況を見ながら対応していきたい。

したがって、創業等ワーキング・グループで、長谷川委員がおっしゃっていただいたように助走していくことは大変結構なことだと思う。

○西村副大臣 正に今、岡議長がおっしゃられたとおりであり、産業競争力会議で先行的に、新規産業あるいは企業の新陳代謝を図ることと人材雇用の話を今来週辺りに集中的に議論することになっている。

その次に農業と立地競争力、六重苦を含めた、そういう議論をすることになっており、タイミング的には3月下旬から4月初めに集中的に議論をするため、その状況を見ながらキャッチボールをしていただく格好になると思う。そこで出された規制に関するものについては、岡議長は両方の会議に入っているため、規制改革会議につないでいただいて、こちらで今おっしゃられたような専門的な議論をしていただくことになるので、是非この場でも議論を活発にさせていただければと思う。

○長谷川委員 分かりました。ありがとうございます。

○金丸委員 今のところで確認をしたい。ワーキング・グループの検討項目で◎や○が付いており、創業等ワーキング・グループの産業としての農業の競争力の強化には何も付いていない。このままのペーパーが出ると、今、岡議長の

おっしゃられた意図が正しく伝わらず、この規制改革会議では農業が外れたかのような評価にならないとも限らないので、ここは今のお話だと◎か何かを付け、助走期間にいろいろな準備をしておく方がよろしいのではないかと思うのだが、どうか。

○岡議長 前回会議の後の会見でも、しかるべきタイミングが来たら、最優先項目として取り上げるか、農業のワーキング・グループを作る。それまでは創業等ワーキング・グループの中の1項目としてやるという説明で理解いただいている。

金丸委員の言われるように、◎をつけてしまうのも解決策の一つだと思うが、具体的にどういう形で突っ込んでいくのかということになると、助走ではなくなくなるのかなど。そういう意味では、今、西村副大臣からお話があったように、1カ月後くらいにはこのテーマが議論に挙がってくることは間違いないと思うので、そういう形で御了承いただければと思う。

○森下委員 規制改革というのは何となく今まではいろいろなものを敵にしているという印象があったが、そうではなく、規制改革をすることによって産業力を作るという点で、いろいろな意味で農家の味方になったりする部分もあると思う。その一例として、農作物について、日本では今まで機能性は全く表示できていなかった。今回、北海道の特区で可能になったが、こういう動きを全国的に広げることによって、日本の農作物を輸出するために必要な応援をあげるといえるのはどうだろうか。そういった形を早めに出し、どちらかという規制改革は常にある人に損をさせるというイメージがあるが、決してそうではないのだということをもっと早めに打ち出した方がいいのではないか。そうした議論が先日あった。

その意味では、農業に関して産業競争力という観点から、むしろポジティブな、いろいろな規制緩和をまずしてあげよう。そういった方向性は出してもいいのではないかという話もあった。

○岡議長 創業等ワーキング・グループの検討項目として、「産業としての農業の競争力強化」という表現になっているが、今、森下委員がおっしゃったとおり、産業競争力会議の中でも、強い農業を作ろうとか、魅力のある農業にしようとか、農業を成長産業化、その中では輸出も含めた、いわゆる6次産業化も目指そうとか、言っていることは全部前向きな話。

その議論を進めていくと、それを実現するために、今ある規制をどういう形で改革していったらいいのかが出てくると思う。産業競争力会議の中での姿勢としては、今の農業はどこか間違っているぞ、という入り方よりも、農業を強くするのだ、魅力のあるものにするのだという入り方がほぼ全員の集約された意見になりつつある。その具体化を進めようとする、それに対応した形で私

ども規制改革会議の出番が出てくる。それでよろしいのかと思う。

○金丸委員 西村副大臣にお聞きしたいのだが、この10番について、〇くらいにしておいた方が産業競争力会議との兼ね合いからもいいかと思うが、いかがか。

○西村副大臣 私は今日初めて参加するので、これまでの規制改革会議の経緯は存じあげないため、議長はいかがか。

○岡議長 この件は、とりあえず私が預かり、皆さまの意見を十分踏まえて、もう一度考えたい。この辺で議題2に移りたい。

(2) 環境省及び経済産業省からのヒアリング（石炭火力発電に対する環境アセスメントについて）

○岡議長 議題2「石炭火力発電に対する環境アセスメント」について、環境省及び経済産業省から御説明をお願いします。

○鎌形審議官 今日は、石炭火力発電所に関しての環境アセスメントの考え方の扱い、特にCO₂の問題をどう扱っていくかについて、予見可能性という観点から御指摘があるというところに対して、私どもの考え方を述べていく。

「基本的考え方」に掲げているが、石炭火力発電所について、どのようなスタンスで臨んでいるか、一言で言うと、3Eであって、経済性、エネルギーの安定供給、環境保全。こういった3点を三位一体で考え、我が国にとってベストの選択をしていく。こういうスタンスのもとに私どもも考えていく。

産業競争力会議においても議題の一つとして「クリーン・経済的なエネルギーの需給実現」が掲げられており、私たちもこの考え方の下に立って進めていく。私どもの石原大臣、あるいは経済産業大臣の茂木大臣にも同様の考え方で、私どもに指示をいただいている。

その考え方をもとにアセスメントについて、仕組み上は環境アセスメントについて、環境大臣は準備書の段階で意見を申し上げることが今までの取り組みで、その意見を経済産業省が勘案した上で審査し、事業者に勧告する形で、その事業に反映させていく。最終的には電気事業法の工事計画の届出の受理といった段階で反映されていくという形になっている。

具体的なアセスメントの流れは3ページにお示ししているとおり。

その前にアセスメントそのものの性質について、過去の公害、自然環境の破壊の経験の上で、事業が行われる前に環境に与える影響を調査・予測・評価し、その結果を事業に反映させていく。そういうプロセスを組み込むことが環境の保全上重要だという考え方のもとに、現在は環境アセスメント法という法律に基づいて実施されている。

アセスメント制度は一定の数値基準に照らして、これはマルである、これは

バツであるという判定していく規制とは少し異なり、事業計画、そのもたらす環境への影響を広く示していくことにより、地域住民や自治体、関係行政機関がそれぞれにそれを見て、意見を言っていく。そういう意見のやり取りの中で、より質の高い環境配慮を促していく。事業者の自発的取組を促していく。こういう制度だと私どもは考えている。

発電所については、民間主体のそれぞれの発電所の個別の事業計画が電力の安定供給という国全体の政策に強い関係を持つということから、通常のアセスメント手続に少し手続が上乘せされるという仕組みがとられている。これが3ページ一番上の2行に書いてあるもの。

この4月以降に施行されていく部分もあるが、配慮書、方法書、準備書、評価書とそれぞれ手続があって、各プロセスにおいて、住民、自治体あるいは経済産業大臣の意見ないし勧告、そして、配慮書の段階と準備書の段階では経済産業大臣に対して環境大臣が意見を申し上げる。こういうシステムができ上がっている。

最終的なところであるが、下の点線の部分の工事計画の認可・届出とある。ここで環境アセスメントとの整合性について、経済産業省が審査して、最終的な国の意思が示されている。こういうような流れになっている。

4ページ。かねてから、このアセスメントの手続については、期間の短縮、いわゆる迅速化というお求めがあった。これについてはこれまでも経済産業省とよく検討して、特に環境負荷の低減につながる火力発電所の改善リプレースとか、あるいは風力・地熱発電所、さらには火力発電所の新增設も含めて、従来の手続の質は維持するけれども、迅速化を進めていこうということで検討を行って、昨年11月末には迅速化についての考え方を経済産業省と一緒に取りまとめている。

ここに具体的にあるのは、運用上の努力でまずは国の審査期間を短縮する。4ページ目の①。最大4カ月程度短縮していく。さらに環境アセスメントの調査・予測・評価の簡素化ということで、リプレースに関しては従前のデータが使えるところがあるので、これで最大1年程度短縮していくということ。そして、さらに自治体も審査をして意見をいただくというプロセスがあるが、自治体に対しては私どもからは要請という形になるが、さらなる期間短縮をお願いして、通常、方法書手続から3年程度掛かる手続については、1年強～1年半程度まで短縮していく。こういうことを目指すことについての取りまとめを行った。

さらにここにはないが、例えばリプレースの場合、新しいものを作る前に行う、古いものの撤去の工事。こういったものについてのアセスメントの取り扱いの一部対象外としていくなど、そういうことに関しても取りまとめで、でき

るだけアセスメントが迅速化される。そして、供用開始までの期間が短くなるような、そのような努力を積み重ねてきている。

次に、環境アセスメントについてどのような観点からこのCO₂を見ていくか。基本的に経済産業省令に基づき、下のかぎ括弧にあるのが経済産業省令の本文だが、基本的にまず2つの観点である。実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避し、低減していくということ。いわゆるベスト・アベイラブル・テクノロジー、BATと言われるところ。

そして、国または地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって示されている基準または目標。温暖化で言えば、国全体の計画。そういったものに整合して努力がされているかどうか。こういう観点から私どもはアセスメント書について拝見し、意見を形成している。

この点は特に①について、※で少し書いているように、実際に工事が行われ、発電所設備が導入されるというのは、アセスメントの中の審査を行う時点から数年後というところもあるため、現在までのところは環境省では、設備導入時点までの時間的ギャップも踏まえ、将来どうなっているかということも事業者からよく聞いて審査を行う。このような観点に立っている。

②の国の計画との整合性だが、アセスメント対象の発電設備のCO₂排出が国の計画の範囲内に収まっているかどうか。その事業者が他に所有している火力の廃止とか設備利用率の低下はどうなっているか。あるいは事業者において、CO₂排出量が小さい発電所から稼働していく取組など、そういったことについて聞き、事業者の全体としてCO₂の排出が国の計画に整合しているかどうかなどについても聞いて、確認する中で審査をしていく。こういうような取組をしている。

6ページ、石炭火力について。確かに燃料費あるいは安定供給という面で優位性があることは、私どももそのとおりだと思っている。そういう意味で石炭火力の活用を私どもは、はなから否定していることは全くない。ただ、CO₂の排出が多いところをどう考えているかで、ある意味悩みが多いところ。

ここにあるように、100万キロワットを想定した場合に、現時点でのUSC、超々臨界のプラントの場合、CO₂の排出量として年間およそ550万トン。これは稼働率80パーセントで計算しているけれども、こういうのに相当するということ。我が国の排出量の約0.5パーセントに相当ということ。この0.5パーセント相当の意味合いだが、温暖化対策でCO₂排出量を削減していくために様々な努力が行われている。

特に書いていないが、例えば全ての家庭の年間消費電力を5パーセント削減することをした場合には、CO₂の削減量はおおよそ540万トンという形になる。そういったところに相当するような量のものが100万キロワット当たりでいうと

出てくるということ。ちなみに今、東京電力の 260 万キロワットについて入札が行われている。これは燃料種の特等扱いはされていないと認識されているが、仮にこれが石炭火力であった場合には 1,300 万トンという数値になるので、私どもはこの量をどう考えていくかが課題。

他の燃料種との比較については、下に表がある。石炭が 1 キロワットアワー当たり 0.78 キログラム、天然ガスは 0.35 キログラムであるので、天然ガスのおよそ 2 倍という原単位での排出になっている。かつ一度稼働すると 40 年、50 年と稼働していくので、私どもはロックイン効果と言っているが、長期間にわたって CO2 の排出が固定化していくことになるので、こういうことをどう考えていくべきかが課題。

次に、国の計画との整合性の観点。2012 年度まで京都議定書目標達成計画があった。これをもとに電気事業連合会が自主行動計画を定めており、その目標値との整合性について、私どもは事業者からお聞きして審査してきた。ただ、この前提の計画は 2012 年度末で切れる。2013 年度以降の計画については、既に総理から指示がある。11 月の条約の会議、いわゆる COP19 であるが、そこに向け、前政権時代に立てられた 25 パーセント削減目標をゼロベースで見直す。こういう指示があるので、その指示に基づいて検討を進めているところ。

今後 2020 年に向けて、温室効果ガスの排出の中期目標とか、あるいはそれを達成するための計画を策定していくということであるが、CO2 を削減することについては、こういった計画の中で電力業界全体で取り組んでいくようなことを担保するようなスキーム。これはアセスメントの話とは別であるが、そういうものが必要なのではないかと考え、これも経済産業省と一緒に検討しているところだが、そういうものを踏まえて、アセスメントにおいて個別に取組を促していく。こういうことになると考えている。

温暖化についての大きな目標であるが、今ほど申し上げたように、中期目標については見直しの作業を始めているところであるが、2050 年に向けては、2007 年に当時の安倍総理が、世界全体で 2050 年までに温室効果ガス半減を提案して、その 2 年後のラクイラ・サミット、当時の麻生総理が御出席されたが、そのときには世界全体の他に、先進国全体として 2050 年までに 80 パーセントまたはそれ以上を削減するということが先進国間の合意ということになっているので、長期的には大幅な削減に向けてやっていく必要がある。こういう中でアセスメントの問題も考えていく必要があるところ。

経済産業省との検討について、まず、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議を 2 月 7 日に設置し、検討している。ただ、ここは東京電力の今回の入札にどう対応していくか検討を行うが、当然に全体として、その他についてもどういう考え方で臨んでいくかも含めて議論をしている。経産大臣、環境

大臣、両大臣の御指示のもとに局長級会議をセットしてやっている。

ここではもちろん冒頭申し上げたとおりに、いわゆる3E、経済性、エネルギーの安定供給、環境保全ということを三位一体で考えていく。こういう共通認識のもとに議論をしている。

「検討状況」にあるが、今の需給状況や今後の見通し。そういったものを踏まえて260万キロワットの火力発電所を新增設することの必要性。あるいはそのときのCO₂の排出がどういう見通しになるかということ。④、⑤がアセスメントに関係しているが、環境アセスメントのCO₂の取扱いということで、いわゆるBATの考え方をどう考えていくか。あるいは「⑤電力事業分野における実効性ある温暖化対策のあり方」であるが、国全体の計画ができた場合に、どういうふうにそれを電力事業全体として担保していくか。こういうことについて、どうやっていくかを経済産業省と今、正に検討しており、引き続き、両大臣の指示のもとで、両省で検討を続けていく。

○川上審議官 1ページ、震災後の電源構成の変化について、震災前と震災後と比較すると、ざっくり申し上げて、原子力は3割程度あったのが今は数パーセントになり、石油が数パーセントから20パーセント程度、LNGが3割から5割ぐらいに増加し、石炭は約25パーセントで変わっていないという状況。

そのような中で3Eの考え方は先ほど御説明があったとおりで、火力発電所は原子力発電所の停止により、当面依存が避けられないということなので、安定供給や経済効率性を確保する観点から、電源の最適な組み合わせによる電力供給の多様化、燃料調達先の多角化などが重要であると考えている。

5ページについて、現時点の燃料価格は石炭が安いというのはその通りだが、IEAの将来予測によると、新政策シナリオで2035年と2010年を比較した場合、石炭の価格上昇は約11パーセント、LNGは約30パーセント、原油が約54パーセントという上昇が予測されている。

○岡議長 今の環境省及び経済産業省からの説明に対し、質問、意見があればお願いしたい。

○滝委員 日本の石炭火力発電に関する技術がアメリカや中国と比べて、ずば抜けて進んでいると認識している。アメリカと中国の石炭火力発電を日本の火力発電技術に置き変えると日本の炭酸ガス排出量の一年分が削減できるという領域にまでわが国の石炭火力発電技術は既に達している。

これは、産業として非常に大きなテーマである。こういう産業テーマは自分の国で最新のものをやっているという事例があるか無いかで、海外で売れる、売れないが決まる。最近では、少しコストは上がるようだが、全く炭酸ガスが出ないとは言わないけれども以前に比べると無公害に近くなっている。石炭は地球上に大量にあり、それで無公害ということであれば、非常に安定したエネ

ルギーとして期待できる。しかも、日本が一番進んでいるということであるならば、国家の炭酸ガス削減目標、COP 等の中で、まだ実用化していない技術だから、できないからやりませんというのでは、日本の大きな産業を押し込んでいようで非常にもったいない。そのような意味でも、是非こういうアセスメントというか、きちんとした実験を行なえる環境を速やかに整えたい。そうすることで、日本が世界に誇れる一番先進の石炭火力発電が、産業項目として大きく飛び上がるのではないかという思いがある。

○鎌形審議官 もちろん私どもは、御説明の中でも申し上げたが、環境上の要請に答えていくためにできるだけ技術の高いもの、最新のものとして、ベスト・アベイラブル・テクノロジーをやっていただくということが基本のスタンスなので、正におっしゃるとおりのことができるのだと思う。

そのベスト・アベイラブル・テクノロジーをどう見ていくのかについて、あいまいであるという御指摘があり、私どもも今のままで十分だと思っていないため、経済産業省とどうしたら明確にできるかを今正に検討しているところ。

○松村委員 今のベスト・アベイラブル・テクノロジー、BAT だが、明確にするということはもちろん非常に重要なことだが、明確に、とても商業的にやっていけない高い技術を設定しても、ほとんど意味がない。計画の段階で商用化されているものでベストと言われるのなら、まだ事業者としても対応しようがあるが、計画がかなり進んだ後で後出しじゃんけんのようになり、何年か後には商用できるかもしれないような技術を BAT と言われても、事業者としては到底対応できないし、それを予想すれば、はなから参入できない。石炭火力が不必要なほど大きなハンディキャップを負うことになる。

今、御指摘になったとおり、日本では石炭火力でも最も進んだ技術を持っている。国内でその優れた発電所を建設するのに大きなハードルがあるということになれば、日本での技術発展にも悪影響を与える可能性は十分ある。明確にということはもちろん重要なことだが、合理的で、なおかつ事業者がきちんと事業ができるような範囲の中で一番いいものにしないと、無意味だと思う。

○鎌形審議官 御指摘をありがとうございます。正に将来どのように技術が進んでいくかをどう考えるかについても、経済産業省と議論していきたいと考えているところ。よって、明確にという他に合理的というような御指摘もあったが、将来をどう見込むかについて決めていくわけではないが、その考え方についても合理的に決めていくということで議論をしたいと思っている。

○佐久間委員 環境省の資料 4 の 5 ページの審査の観点で①、②と書いてあるが、日本語にすると何となく分かるのだが、これは英語にすると何のことが分からない基準だと思う。このような基準なので、今の議論で明確化というところが、①の BAT の議論が出ているのだと思う。これについては、今松村委員

がおっしゃったような観点が非常に重要。

②も、個別のプロジェクトのアセスメントで②が適用されるのが非常に分かりにくいというか、CO2に限って議論すると、国のCO2の目標があり、それが個別のプロジェクトで満たすかどうかというのはあまり関係がなく、それは国全体の話だということだから、②が本当にいるのかどうか。つまり①で十分ではないかと。逆に予測可能性ということを考えれば、①でそれをカバーすべき。

つまり車を買うときに、この車を買うとCO2が増え、それは駄目だと言われたのでは当然買えず、それは全体でどうかという目標と、車1台とは全く別の話。CO2がたくさん出るけれども、馬力のある車を買いたいというのであれば、それは買うことはできる。ただ、そこは何らかのSOXとかそういう規制はされ、それはクリアされている。こういうことだと思う。ですから、国全体の基準ということであれば、個別プロジェクトについてCO2の観点で何か規制がされるのかは非常に理解しにくい。①で極力それはカバーできるような形が、その予測可能性を高めるのではないかと思う。

細かい話になるが、ここに書いていないが、今のアセスメントによれば、ある意味では不要と思えるような審査項目もアセスメント項目も入っている。例えば工業地に発電所を作るのに景観についての審査がかかるとか、そういう不要なものがあるので、そういうのは極力絞り込んでいくべきだろうと思うし、逆に現在より悪くならなければいいというような観点でも極力そういう迅速化をはかる。特に今の足元のエネルギー需要を考えれば、それが国益に適うのではないかと思う。

○寺田副大臣 今の佐久間委員の観点ともダブるのだが、そもそも国策と強い関わりがあるのであれば、エネルギーの安定供給あるいは電力不足への対応という観点から、アセスメントの一部上乘せでなく、逆にワークロードを減らすべきである。御承知のとおり、行政手続は法定で標準の行政処理期間が4カ月。これは法定事項。3年を1年半に縮めるということだが、1年半では相当先になってしまう。御承知のとおり、裁判所も23カ月という標準の一審の期間を16カ月と意欲的に取り組んでいるわけで、司法ですら行手法の世界に近づきつつあるわけで、この1年半は必ずしも目標として志が低いのではないか。

また、そもそも規制改革は官と民の非対称性の解消だから、事業者の努力により期間短縮は論外。自治体のところ。要綱アセスメント、条例アセスメントのところは事業者の努力により期間短縮でなく、行政側の努力により短縮をする。こうしないと、これは全く非対称性の解消にならない。当会議の目的に反するということ。御所見をお伺いする。

○鎌形審議官 まず、アセスメントの審査の観点で、いわゆる②の国の全体の計画への整合という点であるが、電力から排出されるCO2、我が国の排出量の3

割と非常に大きなものになっている。先ほど申したように 100 万キロワットの発電所を立てるということになると 0.5 パーセント相当に、非常に大きなものであって、自動車一台一台を購入するという選択とは、また少し違った様相の問題だと受け止めている。

具体的に国全体の計画ができたときに、それにどうやって整合していくかを判断するのは非常に難しい問題であることは事実だと思う。そこにはいずれにしても国全体として CO2 の排出を減らしていくという要請に応じていかなければいけないわけだから、そういった中で電力業界全体として、どうやって減らしていくことが適切であり可能であるか。これは経済産業省とも一緒によく考えていかなければいけない話だが、できればその枠組みに照らしてどうかというような判断をしていくことが必要になると思うため、①だけで全て終わりということではなく、CO2 全体を国全体で管理する。そして、電力業界全体のある目標を持ってやっていくことをどうやって担保するかは、私どもとしては必要な観点だと考えている。

アセスメントの項目については、後ほど担当から説明する。

手続の短縮化について、アセスメントの手続自体は何段階かのプロセスがあるため、3 ページにもあるように、まず事業計画が固まる前の段階で環境配慮書という形で、どういう環境上の観点が必要かをお示しいただいて、それについて様々なところから御意見をいただくプロセス。方法書というのは、実際にどういう調査を行って、どういう環境項目について評価を行うのか。そのやり方についてお示しいただいて、そこで意見を求めるプロセス。準備書という形で一旦、事業者において調査、予測評価をまとめた結果をお示しいただいて、関係者の意見を求めるプロセス。

その上でまとめて評価書というプロセスになるので、一連の手続ではあるけれども、単発の手続ではないということ。ただ、その一つ一つのものは私どもとしては頑張って短縮していく。こういうことは努力していきたいと考えている。

事業者の努力ということだが、もちろん行政側の努力でしっかりやっていくというところ。事業者においても努力があればいいなというところで書いているところで、御指摘について、私どもとしても扱いについてはよく検討したいと思う。

○寺田副大臣 国策との関係はどうか。

○鎌形審議官 上乘せのところ。これはどちらかというところ、経済産業省からお答えいただいた方がいい。

○村上電力安全課長 発電所だけがこのような形で特例の手続にしているわけだが、これは手続の初期の段階から国が関与することによって円滑にこのアセ

メント手続を進めるという目的で、むしろ促進の目的で上乘せをしていると理解している。

○上杉環境影響評価課長 佐久間委員から後段の御指摘の部分。不要な項目があるのではないかという御指摘があった。アセスメントの中では、この手続の流れで申すと、方法書に評価項目・手法の選定と書いている。これは事業を進める事業者のサイドで、不要と思うものについては当然選定をしなくていいというケースがある。今、御指摘があったように、例えば工業専用地域で景観についてあまり目立たないということであれば、確かに選択をしないということは十分可能な仕組みになっている。

今、取組を進めているのは、例えばリプレースの場合だと、これは促進をしたいということもあって、ガイドラインを示している。その中で選択をしなくていいような項目ができるだけ分かるような、そういうガイドラインを事業者の方に示させていただいている。そういう意味で迅速にできるように、我々としても側面的にいろいろな形でお示しをしながらやっていきたいと考えている。

○佐久間委員 このアセスメントの観点で②が今お話を聞いている限りではよく分からないというか、個別プロジェクトにおいて①が何らかの形でクリアされていても、国の全体の基準、実施状況に応じては、ここの達成に努めていないと見られてしまう。正にそこが非常に予測可能性がない。

私が例として車を挙げたので、車とは違うということだが、1万台の非常に燃費の悪い車を買うとしても、別にそれがCO₂の規制との関係で何か規制がかかるわけではない。本当にそういうCO₂を出すような車が大量に出たときには、目標の達成には影響がある。ただ、それは別に全体の中で吸収する。こういう問題なので、やはり②がよく分からないが、具体的にはどういう基準になるのか。

○鎌形審議官 正に全体の中で吸収するというをおっしゃったが、どういふふうにして全体の中で吸収していくのかが非常に大きな課題であり、難しい問題でもあると思う。これからの計画をどう作っていくかというのは、正に各省で議論をしていかなければいけないところであるが、京都議定書目標達成計画であれば、部門ごとにどれくらいのCO₂の排出をしようかという目標を作り、そういう中では電力は大体の排出量という一つの大きな目標ができる。そういうものがあり、かつ電気事業連合会で実施行動計画という、どう達成していくかというような目標もある。私どもに個社の目標はお示しいただいていないが、そこは個社でいろいろ考え、その達成のために努力をしているのだということを今までもアセスメントのプロセスでもお示しいただいてきた。そういうところで整合性を見るプロセスがあった。

これからの計画の中にどうやっていくかは無いが、いずれにしても個々の社

が発電所を建設して、全体として量を超えないことをどう担保していくかは、国として取り組んでいかなければならないことなので、もしそういう仕組みができれば、それを個社にどういうふうに促していくかについても経済産業省とよく相談していきたいと思う。具体的なことについては、これから検討しなければいけないと思う。

○安念委員 環境省の資料の5ページ、佐久間委員からあった①と②だが、この②の部分は、発電所省令の14条1項の後段の部分をそのままピックアップしている。

○鎌形審議官 はい。

○安念委員 この場合だが、「国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標」、この「基準又は目標」はどの範囲を含むのか。それについて別に定められている法令はあるのか。それとも直に「基準又は目標」というこの文言を解釈して、これとこれというふうになるのか。

○村上電力安全課長 これは経済産業省の省令だが、基本的なアセスメントに係るいろいろな事業は全て共通の同じような省令がある。基準と書いてあるところについては、これはいわゆる環境基準や大気汚染防止法の排出基準とか、そういったものが相当するもので、目標というのは先ほどお話があったように、地球環境問題の削減目標のようなものが該当すると考えている。

○安念委員 考えておられるのはいいのだけれども、そういうのがマクロのレベルの目標のことを言うという根拠はどこにあるのか。他の法令での用例がそうだからということか。

○鎌形審議官 私どもとしては、解釈上の問題だと思っている。

○安念委員 解釈を変えることは当然可能か。

○鎌形審議官 それはアセスメントの役割というものを環境保全政策の中にどう位置付けるかというところの議論との関連だと思う。私どもとしては、温暖化問題は地域の公害問題と異なり地球全体で考え、日本の場合は日本の目標を持って、日本全体で考えるという仕組みになっているわけで、それをどう担保するということは、環境保全政策上の要請だと思う。そこが環境目標だと思うので、その目標もここに入れているというのが私どもの今の考え方。それを変えるというのであれば、今、私どもが申し上げたような温暖化対策に対する考え方をもう一回見直す必要があると思うが、今はそういう予定はない。

○安念委員 分かりました。

○松村委員 世界で、超々臨界のような非常に優れた技術であるにもかかわらず、今現在環境上の問題でその建設が極めて難しい国はあるのか。他の国の状況を教えて欲しい。

○鎌形審議官 個別の施設を設置する、しないについては、各国で法令の基準が違おうと思うけれども、アセスメントという中では、実は設置そのものを認める、認めないというよりは、環境面でどういう問題があるのかを示していただいてという形になっている。これは各国も同じだと思う。例えば個別の大気汚染防止の基準をどう満たすかといった意味での許可をとっていく。あるいは電気事業法に基づく工事許可をとるというような。

○松村委員 CO2 以外の問題で、日本の超々臨界の発電に引かかるなどという可能性はないと思うので、議論を拡散させないで二酸化炭素のことだけでお願いする。

○上杉環境影響評価課長 これは各国全部の事情を承知しているわけではないけれども、例えば基準を設けているような例ということではあるが、アセスメントの制度の枠外ということではあるが、例えばアメリカだとクリーン・エア・アクトに基づいて、新規の発電所についての CO2 の排出基準を提案する予定とは聞いている。これは結構厳しいもので、2万 5,000 キロワット以上の化石燃料を使用するような発電所が対象になり、排出基準自体は CO2 の数値でいうと 0.45 キログラムという、これは石炭火力に例えると大変厳しい数字だと思うが、これが提案されるような方向で検討されているとは聞いている。

○松村委員 今の米国の話は、米国でのガス価格が十分下がってから出てきた、これからされるかもしれない規制に過ぎない。米国のようにガスの価格が極端に下がっていて、石炭の新設など考えられないという国なら、そういうことを提案して実害は何もないのだろうが、我が国において、それをやったらどんな実害があるのかは、経済産業省と相談の上でもう少し考えて欲しい。

○佐久間委員 今までの話を聞いていると、国全体の目標の達成に努めているか、正にこの目標が CO2 の国としての削減の目標だとしたときに、計画段階にせよ、その当時 CO2 の排出を最も抑えられる実機化された技術でコマースャリーに入手できるもの、これを使ったとすれば、当然その目標の達成に最大限努めているということになるのだろうというのが私の常識的な理解。そのときに、それ以上達成に努めているということは何を求めるのかが分からないというのがさきほどからの疑問であるが、その点はいかがか。

○鎌形審議官 その発電所の建設自体によって国全体の電力の CO2 排出が増える方向に行く場面があったと想定した場合に、それはどこかで埋め合わせをしていかなければ CO2 の量は減っていかない。そういうものをどう担保していくかという仕組みが必要なのではないかと思っている。個社の努力も限りがあるかもしれないが、それを全体として減らしていくシステムを考えて、かつ、その中で個社の振る舞いを促していくにはどうしたらいいか。そこは正にこれから検討しなければいけないことだと思っている。

○安念委員 随分奇妙なシステムだと思わないか。私の制度の理解が間違っていたら教えていただきたいが、例えば電力業界というか発電所全体で CO2 排出可能枠みたいなものが仮にあるとして、それが 100 だとする。既にあまり効率のよくない、つまり煙がもくもく出る発電所で 98 まで満たしていたとする。あと残りは 2 しかない。非常に高効率の機械を作ったけれども、実はその発電所は 5 を出してしまう。そうすると結局 100 の総枠を埋めてしまうので環境に配慮していないということになる。実は高効率の機器を開発することに対して、むしろディスインセンティブになるのではないかと思われるのだが、私の制度の理解が間違っているか。

○鎌形審議官 今、具体的にそこを管理する仕組みができ上がっていないので、申し訳ない。そういう意味ではお示しできていないが、そういう場合を想定した場合に、98 が煙の出る発電所であって、あと 5 をプラスしたときに単純に 98 がそのままであるということでもいいシステムであれば、そうなるけれども、やはり全体として 100 よりも下げていこうというようなことをするには、98 のところにも努力をいただく必要があると思う。そういう意味で 5 をプラスするところだけの努力ではないかもしれないが、そういうシステムがなければ、CO2 を量として下げていくのは難しいのではないかと考えている。やり方はこうだというのは、今あるわけではない。

○滝委員 この CO2 排出の問題は地球の問題。アメリカとか中国で減って、日本でもということで、トータルで減ればいい。そういう意味でも非常におかしいと思う。実は先進の技術が育って日本が一番進んでいるわけで、それをもっと進んだものにするすることで、例えばアメリカにどんどん輸出できる新規産業にもなる。地球上でのトータルの炭酸ガス排出量は減る方向にあるのに、国内では今までの流れがあって 103 になってしまうからということになる。産業化する、日本の優秀な企業をもっと優秀に育てるという意味ではもったいないという気がしている。非常に進んだ人たちが中国に呼ばれたり、アメリカに呼ばれたりして、日本の研究者が外に流出している。炭酸ガス排出量の問題は、地球上で減らすというルールもある。そういう意味で、どうしてもこの話はぴんと来ない。

○鎌形審議官 もちろん地球全体の問題ということだと思っている。そういう意味で他国、例えば途上国での努力を日本が支援して、その削減分を日本の努力として認めてもらう。こういうことについても私どもは取り組んでいるところ。地球全体でやっていくことは、私どもの大きなスタンスである。

○森下委員 先ほどの安念委員のお話を聞いていると、5 のものを作ろうと思えば 10 の古い施設をつぶせば、二つ作っていいということか。そういう話になると思う。要するにスクラップ・アンド・ビルドさえすれば、すぐに作っても

いいという理解でいいのか。

○鎌形審議官 仮定の話で大変恐縮だが、今のままの総量を安定化させていこうと、変えないということであれば、今のような10つぶして5を二つ作るというので目標を担保すると。そのための仕組みを作ることは考えられるかと思う。ただ、CO2の問題に関しては、下げていくところに難しい問題がある。

○森下委員 しかし、同じ話で10をつぶして4を二つ作れば、2が減るのではないか。どんどんスクラップ・アンド・ビルドをして早く作ることは、環境省は全然問題がないと考えられているのか。

○鎌形審議官 規制の前提の目標があって、それが担保できるということであれば、それはリプレースして行って、いいものでどんどん効率が良くなることについては、私どもはいいことだと思う。

○森下委員 普通に考えたら、そういう仕組みを作られたらいいのではないかと思うが、違うか。普通のいわゆる産業業界は、そういう発想で皆さまが動かれていると思う。

○米谷総務課長 ですから、安念委員がおっしゃったように、98の古い形のものがあり、新しいものを5作る。そうすると今、森下委員が言われたように、古いものをつぶして、効率のいいもので代替していくとCO2も下がるし、コスト的にも下がっていく。それは良い方法だと我々も思っている。

○森下委員 例えば100万キロワットはどのくらいのサイズの石炭火力発電所なのか。これを一つ作ると0.5パーセント増えるから大変というような説明だったけれども、これを1個作るためには既存のものを一つくらいつぶせば、もう行けるような話か。電力会社もコストのかかるものをつぶして、コストのかからない方に変えたいと思う。要するにそれを促進するように制度を変えられたらいいのではないか。

○鎌形審議官 少なくとも同じ能力でリプレースをすれば、CO2は当然下がるということになる。まず同じCO2だったら、逆にもう少し能力の高いものを建てられることになるかと思う。

○森下委員 新聞報道だったか、古いものは故障も多くて、実際上はあまり発電できていないところも出ているという。そういうもののリプレースを促すような制度に変えたらどうか。

○鎌形審議官 おっしゃるとおりだと思う。

○米谷総務課長 説明の中でも改善リプレースを進めるべくやっているという説明をさせていただいたと思う。

○松村委員 リプレースメントについては、アセスメントの改善をしていることは十分承知している。ただ、その発想があまりにも非効率的過ぎるのではないか。例えば、ある事業者が石炭火力発電所を仮につぶしたとして、同じとこ

ろにより高効率の石炭火力発電所を作る。そのときには当然二酸化炭素の量も減るわけだから、こういうものについては手続きを簡素化している。だから、それは対応しているということだと思う。これは完全に地域独占で電気事業連合会に属する一般電気事業者が全ての電気を作っている状況ならともかくとして、今現在でもそのような粗雑な発想では困る。そういうことをしたら、今現在大量に古い石炭火力発電所を持っているところは簡単に火力発電所を作れるが、そうでないところは新たに入れられないという、妙な参入障壁を作り既得権を守ることになってしまう。リプレースメントはちょっと改善した、これで大きな前進などと言われたら困る。全体のシステムをきちんと合理的にして欲しいということをおぼろげに私たちは強く願っている。

今までの取組を全て駄目だったと言うつもりはない。前進ではあるかもしれないが、そんなところで満足していないということは、まず理解して欲しい。更に先ほどからずっと電気事業連合会が、電気事業連合会との関係でと言う説明があるが、そういう形でやっていける時代ではないというのは既に説明したとおり。全体に効率的なシステムを作っていかなければいけないところで知恵を絞って欲しい。従来の発想の延長のままで、ちょっと改善したというのでは困る。

全体の枠組みの中で、既存の 98 の悪いところで放っておくのはよくないという問題意識は分かった。この枠組みを合理化する仕組みがあれば新規の部分も改善できるということをおっしゃっているわけだが、そこを合理化する時間は今までだって十分あった。それをやってこなかったツケを民間事業者に負わせるのか。これから私たちはきちんとそのルールを整備するから、整備した後では別のシステムにするというならともかくとして、現在のとても不透明で不合理な制度設計を漫然と維持することによって、役所側が怠っていた責任を民間事業者に全部負わせるつもりなのか。もう一度きちんとと考えていただきたい。

○鎌形審議官 いずれにしても、仕組みの作り方も含めて、経済産業省と一生懸命考えていきたい。

○岡議長 各委員から質問及び意見が出た。私自身、環境省、経済産業省の説明を聞いて、非常に前向きに検討いただいているという印象を受けた。確かに、地球規模の CO2 問題があり、その中における日本の役割、責任がある。そういう前提のもと、3E、すなわち電力の経済性、安定性、環境問題をバランスよく解決していくことは論を俟たない。今までどちらかというと、日本は優等生で非常に積極的に地球温暖化対策に取り組んできたし、これからもできるだけそうした方がいいとは思っているが、一つ大きな変化があった。正確な数字は忘れたが、原発を当時の 54 基から将来 70 か 80 基に増やして、クリーンエネル

ギーが増える分だけ火力を減らしていこうという大きな方向性があった中で、今回の福島第一の事故が起きて、残念ながら70、80どころではなくて、54をどう減らすかという大きな変化が起きている。この環境変化は当然検討に織り込んでいただいているとは思いますが、こちらだけ変えなかったら成り立たない。

そういう中で、残念ながら再生エネルギーではどう考えても向こう10年そこらで全体の半分などとてもできない。そうすると、ある程度は火力をつなぎで使わざるを得ない。火力だったら石炭か石油かガスしかないが、ここでまた、経済性も環境性も考えながらバランスを見ていくしかないのだろうと思う。

昨年はガスで増やしたために経常収支が3兆円も悪化したという大変な問題が起きている。これからガスの値段がどうなるかは別だが、いずれにせよ石炭を使わない手はない。先ほど来、何人かの委員がおっしゃっているが、日本の超々臨界技術は世界一。その世界一の技術を持った石炭火力を可能な限り使い、つなぎとして火力を見ていかなければしょうがないだろう。原子力発電を70、80に戻すという大きな政府の方針が出れば別だが、なかなか難しいだろう。

もう一つ、世界規模でCO2問題に取り組む基本スタンスは賛成だが、COP17、18でまとまっていないのは、それぞれの国々が自分の国の事情があってまとまらなかったわけである。確かに日本政府が2050年に何十パーセントと打ち出し出したことも事実だが、それがあからというのでは、あまりにもそれにステイックし過ぎなのかなと。やはり世界情勢も見ながら、その辺も見直していく必要があるのではないかと。環境省の皆さまからすると、政府が早くそれを出してくれたらやりやすいという立場なのかもしれないが、是非、この3Eのバランスについて、今の大きな環境変化の中で、大変進んだ最先端技術である高効率の石炭火力の位置付けをもう少しポジティブに受け止めて対応していただけたらありがたい。

現在、両省の関係局長級会議における検討は、できればスピードアップしていただきたい。電力の安定供給を確保し、経済性も確保し、あとはCO2のところをどう頑張るのか。省エネ技術もどんどん進んでいるので、各家庭で5パーセント削減することも加味してトータルで検討いただきたい。

今日の各委員の意見を踏まえていただき、何かスピードアップあるいは改善の方法があれば両省で検討いただきたい。

私どもも、この項目を規制改革会議の最優先項目の四つのうちの一つという形を取り上げ、今日こういう形でご出席いただいたわけだが、状況を見ながら、その時点での検討状況等々の説明をお願いすることになろうかと思う。その節はよろしくお願ひしたい。

(環境省、経済産業省退室)

(3) 一般用医薬品のインターネット等販売規制に関する規制改革会議の見解について

○岡議長 議題3「一般用医薬品のインターネット等販売規制に関する規制改革会議の見解について」に入る。前回の議論を踏まえ、事務局で整理、取りまとめた規制改革会議の見解を説明願います。

○中野企画官 資料6。2月25日の規制改革会議における厚生労働省からのヒアリングを踏まえ、議長から事務局に当会議としての見解の素案を取りまとめるように御指示があり、先般の安念委員からの御提出資料も参考にさせていただきながら、議長、議長代理等に御相談の上、御用意したものを、読み上げさせていただきます。

一般用医薬品のインターネット等販売規制に関する規制改革会議の見解

○ 一般用医薬品のインターネット等販売については、これを広く認めることにより、店頭で購入することが出来ない消費者など国民が自らの判断で選択肢を広げることのできる環境を実現し、その利便性を高めるとともに、インターネットや店頭といった販売形態の別に関わらず、安全性を確保することが重要である。

○ 第3回規制改革会議では、厚生労働省から、本問題に対する検討状況の報告を受けたが、省内に設置された「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」で議論が重ねられている段階であり、現状、今後の対応の方向性は必ずしも明らかになっていない。

○ 本問題に係る最高裁判決が出されて以降、様々な主体によるインターネット等販売が事実上行われている。このため、規制改革会議としては、最高裁の指摘も踏まえ、早急に、

- ・インターネット等で全ての一般用医薬品の販売を可能とするルール整備を行うこと

- ・その際、それぞれの販売形態の特性や、業界の自主的なガイドラインも踏まえ、安全性を適切に確保する仕組みを設けること

- ・これら制度的枠組みを設ける時期を明示すること

を政府に対して強く求めたい。

○ なお、規制改革会議は、一般用医薬品のインターネット等販売規制について、特に緊急性・重要性の高い最優先案件として取り組んでいる。今後とも、厚生労働省における検討の進展状況を注意深くフォローアップしていくこととしたい。

なお、本日御欠席の大田議長代理より、本件に関わる御意見を頂戴している。そちらも御参照いただきながら御議論いただくようお願い申し上げます。

○岡議長 それでは、意見交換に入りたい。

○長谷川委員 事務局に説明していただきたいのだが、○の三つ目の「インターネット等で全ての一般用医薬品の販売を可能とするルール整備」とあるが、具体的にはどういうことをイメージしたらいいのか。

○中原参事官 基本的に1類、2類、3類の区別なく、一般用医薬品の販売を可能とすることを前提として、一定の安全性を適切に確保する仕組みを現在の薬事法の枠組みの中に設けることによって、適切なルール整備を行うという趣旨。

○長谷川委員 そのことは2ポツ目に書いてあるので、1ポツ目と2ポツ目は同じことを言っているということか。

○中原参事官 1ポツ目においては、まずもって、従前はインターネットでの販売が省令で禁止されていたわけだが、全ての一般用医薬品について可能にするのだという前提を記載させていただいている。その上で、安全性の確保については忘れてはならないことだということがこの会議でも指摘されたので、その点を新たに2番目として指摘をさせていただいているということで、記載をさせていただいている趣旨が違うものと考えている。

○岡議長 長谷川委員の質問は、見解の中ほどに3項目書いてある中の第1項目は「全ての一般用医薬品の販売を可能とすること」と言い切っても同じではないか。あるいは、「ルール整備」という言葉が必要かということだと理解している。

○大崎委員 私も「ルール整備」という表現に疑問を感じた。逆に言えば、一般用医薬品を現状のようにインターネットで自由に販売することに何か問題があるという認識なのかどうかということだと思う。私は正直なところ個人的な意見としては、あくまでも一般用医薬品と限定がついているわけだから、何ら問題はないと感じている。したがって、「ルール整備」が正直なところ、よく分からないという気がする。

○中原参事官 最高裁判決が出る前に省令で禁止がされていたものが、最高裁判決が出たので、言葉が適切かどうかは分からないが、無法地帯というか、どういう状況か分からない状況にあるところについて、今後、どのような法的位置付けにするのか議論をしていくことにしましょうという趣旨である。例えば、議論した結果として、もし仮に手当することはやめておきましょうというような大崎委員のおっしゃるようなことだって、それは言わば何もしないという意味での「ルール整備」である。大切なことは、これまで省令で禁止をされていたものが最高裁、司法府から駄目と言われた状態であるのだから、そのところについて行政府として今後どう対応するかということについては、それは一定の定見を持たなければいけないということではないか。

そういう意味で、厚生労働省で検討会を考えている。

○長谷川委員 私はメディアの人間なのではっきり申し上げるけれども、そういうふうには受け止めない。「ルール整備」と書かれたら別の省令を作るのかと記者は受け止めるし、このペーパーをそのまま記者に出したら、「ルール整備」の中身は何だと、私が言った質問が必ず出る。その答えが2ポツ目の「安全性を適切に確保する仕組みを設けること」なのだと御説明されるのであれば、1ポツ目は別に何も言っていないということと同じではないか。

○羽深次長 今、中原が申し上げましたが、大事なことは、今あるルールが判決で否定されている。そういう意味では無法地帯になっているので、まずルールを作ることが大事なのではないかと考えたもの。

○大崎委員 私は率直に言って、無法地帯という認識がよく分からない。つまりインターネットでいろいろなものが売られている。そのインターネットで売るに際して、インターネットで売るに当たっての特別な何らかの規制が課されているものもあるかもしれないが、大概のものについてはインターネットで売っても普通に売っても同じように、民法のルールから始まって、ルールの適用を受けているということではないかと思う。私はごく普通に薬局で買えるような売薬を薬局で買うときとインターネットで買うときとで違うルールを作らなければいけないというのがよく理解できない。

○森下委員 これは結局、第2類は問題なくて、やはり第1類が一番問題だと思う。厚生労働省はどちらかというところと反対役というよりも調整役になっているところで、全面解禁に対して薬害の被害者の方とかいろいろな方から反対意見があるのが事実。この制度の一番元になっている理由としては、第1類は対面販売、薬剤師がいて販売するという下に許可をされて第1類という分類をされている。ところが今回は薬剤師も何もない条件になってしまうと、本来の前提があって第1類に入ったという条件がなくなっているのだから、そこところは議論をしないとイケない。全面解禁というところ、すぐに野放し状態と捉えられどうしても批判が出てしまう。

最終的に一般用医薬品の全部の販売を可能とすることはいいと思うが、そのときに何らかの形で論点整理をしておかないと、今の状態でいいというのであれば、逆に言うと放っておけばいいという話になってしまうので、そういう意味では「ルール整備」は必要なのだろうと思う。

○鶴委員 この整備という言葉が何となくよく分からないという不透明感があるのだと思う。可能とするルールにすること、その際と言って、ルールにするけれども、要はこういうところに気をつけてと。これにしたなら何か問題は出ますかというのを伺いたい。

○中原参事官 もし御指摘の趣旨でよろしければ、特段問題はないかと思う。

○安念委員 それは我々が決めることだから、中原参事官を責めてもしょうが

ないので、それで私もいいのではないかと思う。まず1は、とにかく解禁しましょう。2はその際、こういうルールにしましょう。3は、時期を切りましょうということで、すっきりするという意味でいいのではないかという気がする。全く無ルールでいいという人は多分いない。特に第1類はもともと処方薬だったものをスイッチさせたものだってあるのだから、まるっきり無法でいいと考えている人は多分いないので、それは2番目の○で面倒を見るということ。ただし、その中身はまだ全然何とも言えないわけだから、そういう整理ですっきりさせた方がいいかもしれない。

○長谷川委員 ルールという言葉には私もとても抵抗がある。大崎委員もそのようだ。そうであれば、例えば百歩譲って、可能とする枠組みにするとか。ルールというのはちょっと違うと思う。

○安念委員 私が聞き間違えたのかもしれないが、1ポツ目は「可能とすること」と言い切ってしまう。私はそういうことだと思ったが。

○岡議長 事務局が考えていることと長谷川委員や他の委員が言われていることは同じだが、表現の問題で誤解を与えたりするので、一番シンプルなのは「可能とする」ではないか。

○羽深次長 このルールというのは最初に申し上げたように、今は何もなく、厚生労働省でも時間が掛かるようなことを言っているため、まずルールを早く作れということを強調しようということで入れたのだが、今の御議論だと確かに2ポツのところに「確保する仕組みを設ける」と書いてあり、最初に可能とするといい切って、仕組みは仕組みできちんと作るということで整理でき、「可能とする。」でよいと思う。

○金丸委員 1番目のポツは今の皆さまの御意見どおりで「可能とする」で切っていていいと思う。次のところも確認したいのだが、「それぞれの販売形態の特性や、業界の自主的なガイドラインも踏まえて」はまだいいとしても、次の「安全性を適切に確保する」というこの安全性が要するに従来の発想だと、対面は安全でインターネットはあたかも危険ということがあったので、ここは双方イコールフットイングというか、そういうことでいいか。対面だけが安全ということではなくということをして是非確認しておきたい。

○岡議長 この文章でそういう趣旨のことを言っているという理解でよいか。

○中原参事官 はい。

○浦野委員 同じような意見だが、要するにここで問題にしているのは、副作用があるかもしれないということを中心に個人として考えていくということ。これは金融商品と全く一緒に、投資信託商品を買うときにいちいち、私などでも30分以上の時間を聞かないと売ってくれない。インターネットでも何回もボタンを押して説明を聞きました、オーケーですということをして対面販売でも同じ

にやっっていけばという理解だと思う。繰り返しになるが、1番は言い切りの形で進んでいきたいと思う。

○岡議長 議論が見解の真ん中のところに集中しているが、見解の冒頭、最初のパラグラフに、「国民が自らの判断で選択肢を広げることのできる環境を実現し、その利便性を高めるとともに、インターネットや店頭といった販売形態の別に関わらず、安全性を確保することは重要である」という基本的考え方を入れている。これも一緒に見解として発表するということを付け加えておきたい。

○佐久間委員 今、御議論していただいたポツの一番下の「これら制度的枠組みを設ける時期を明示すること」、この時期というのは最高裁判決が1月に出たわけだから、その後から5年後、3年後といったような時期では当然なくて、常識的に考えれば1年とか遅くとも年内とか、そういう時間軸だという理解でよろしいか。

○岡議長 私もできるだけ早い方がいいと思っているが、もしも、多くの委員がここに時期を明示する必要があるということであれば議論したらいいと思う。事務局としては、この表現で、できるだけ早くという思いが入っているのか。

○滝本室長 そのような思いも入っているし、厚生労働省もいたずらに結論を出すのを延ばすようなつもりは全くないと言っているので、厚生労働省に判断させれば、当然、国民の社会的な良識に照らして、非常識な時期を公表するようなことは恐らく考えられない。そのため、そこはこちらが何の根拠もなく8月とか1年とかいうよりも、むしろ厚生労働省に判断を任せの方がよいのではないかと、時期を明示することと言えば十分ではないかと判断をした。

○鶴委員 この大田議長代理の資料の確認だが、厚生労働省の回答というのは厚生労働省自身が基本的にインターネットを通じて販売することはいろいろな諸外国で認められていると。もちろん、ここに書かれているように各店舗が団体から発行されているロゴマークを取得するとか、これはインターネット販売の信頼性を確保するために、こういうことは他のものでもよくやられているわけだが、こういうことを言っていて、この回答は、詳細は把握していない、なおかつ医薬品の販売制度について国際比較をすることが適当ではないということをおっしゃっている。前回、国際先端テストのお話があった。さっきの環境アセスメントの御説明、このペーパーを見て、国際先端テストをせっかく導入したのに、こういう話でどうするのだという非常にふつふつと怒りが沸いてくる。

1つは、自分で出しておいて詳細は分からないということ自体、全く自己矛盾だし、国際先端テストは、うちは知りませんということをはっきり言っているわけなので、これは議論の根本にならない。さっきの環境アセスメントもそうだったのだが、多分日本と同じことをやっているだろう、アメリカだったら

こういうことをやっている。こんなのでは全然問題にならない。必ず先進国、少なくともかつてのG7とかOECDの加盟国とか、そういうところをきちんと見て比較をして話ができなければ、国際先端テストなどはできない。そういうことを考えると、きちんと対応をしていくことを各省庁に幅広く見て、自分の勝手な国をつまみ食いして、ここではこうで大丈夫です、あとは知りませんか、そういう話ではなくて、きちんとそういう情報を出していく。

もう一つ非常に重いのは、各省庁がいろいろ説明したときに、この規制改革会議、事務局としても、それは本当の話なのですかと。違うことを言ったら、それは全然違いますねと指摘できるくらいのそれなりの知識とか見識を持っていないと、国際先端テストはできない。それをきちんと規制改革会議の中で意識を共有して、私は非常に大きな武器になると思っているだけに、いい加減な対応は許されないと思う。

○中原参事官 大田議長代理のペーパーについては、大田議長代理から事務局に、厚生労働省への要請を再度お願いするということがあるので、大田議長代理の御趣旨に従って、本件の問題については適切に対応して参りたい。

鶴委員のおっしゃられた国際先端テストの難しさについても、私どもも頭を悩ましているところで、そうした御指摘を踏まえて、次回以降お諮りすることになるかと思う。ご指摘の趣旨はしっかりと受け止めて進めて参りたいと思っている。

○長谷川委員 先ほどの制度的枠組みを設ける時期だが、これは規制改革会議としてこういう見解を出すのは初めての例になるので、私は時期をはっきりとこちらで、規制改革会議としては例えば半年以内に設けるよう求めると言い切った方がメッセージとしては明確だと思し、この点は必ず記者からも質問が出るので、見出しになる時期をきちんと書いた方がいいと思う。

○岡議長 今の御意見について、皆さまいかが。

○安念委員 賛成する。まともな業者は画面の設計も全部終わっている。必要があれば電話が掛けられるようになっているし、もしも顧客の端末に画像、スクリーンみたいなものがあれば、当然それでも対応できるようになっているので、要するにこのしようもない検討会をまずやめてもらうことが大切。そもそも半年以上かけてブラッシュアップできるようなものではない。半年なら半年、最高裁判決から半年。別に半年でなければいけないと言わないけれども、それだけあれば十分。今まで5年やっている。

○森下委員 少し乱暴な議論過ぎるのではないか。反対している方がいらっしゃるのは事実。

○安念委員 反対している人は理屈がないのだから。

○森下委員 そうではなく、理屈はある。丁寧に話を聞くのは大変重要だと思

う。半年というのはいい話だと思う。

○安念委員 5年間やっている。これ以上、何を丁寧にやるのか。

○森下委員 しかしながら、インターネットの発展というのもその間にいろいろあり、先ほど言ったように1類の枠自体がどんどん変わっているのも事実。そういう意味ではきちんとやって、半年以内に結論を出すという話でよろしいのではないか。あまりそこのところで今すぐにやるという話ではないと思う。やはりきちんと動いている話だから。

○大崎委員 私は、半年は期限の切り方としては非常に適切ではないかと思う。ただ、安念委員のさっきのお話を伺っていて改めて思ったのだが、業者として別に第1類をいい加減に売ろうとしているわけでも全くないのに、何かルールで縛らなければいけないという発想が、そもそも分からない。つまり本来の薬事法の趣旨に立ち返って問題があるものであれば、逆に取り締まってくれればいい話だと思う。だからこそ業者も本来の趣旨に則った対応ができるように、それを対面ではないけれども、インターネットで実現できるようにいろいろ努力している。変なルールを作ってしまったら、創意工夫を阻むだけではないかという気がする。

○森下委員 タイミングは全然反対しないが、業者に関して野放しになっていることがなぜまずいかというと、普通の小さい零細のところとか、そういうシステムを作らないところがそのままやっている。一番問題なのは1人で100個買うなどの極端な例があるのは事実。そういうことに関しては一部の反対が出ているのも事実で、そういう意味では適切な業者を作るのは必要なだろうと思う。何でもかんでもというのであれば、逆に言うと、何もルールを作らずにほったらかしている方がむしろいいという話になってしまうので、少なくともそうではないと思う。

先ほども言ったけれども、第1類は医薬品からのスイッチが多いので、ここに関しては、要するに対面販売で薬剤師がいるというのを前提に制度設計している。今回で自由という状況では、そこの制度設計をしないで行くのであれば、安全性の担保をしないと乱暴な議論になってしまうのではないかと思う。だから、必ずしも制度自体がもともとインターネットのあった時代の制度ではないので、そこの制度矛盾であろうと私は思う。

○金丸委員 本当はそんなに森下委員とも違いがないと思うが、いかがわしく医薬品を手に入れて乱売する人はインターネットから出てくる前からもう存在していた。今も大量に買うと言っても、別に六本木の周辺を10カ所くらい、100メートルもあれば大量に買うこともできるので、インターネットが悪いというのはないでしょうというのは大崎委員もおっしゃっていること。

一方で、当然ながら業者側も広くマーケットに認知をされて、インターネッ

トの世界はもちろん小さいところはあるかもしれないが、もっと一気にクオリティの高いプロセス、薬の買い方はネットの方がログもとれるし、本当は対面より優れているという人たちがどんどん現われるかもしれない。さっきから申し上げているように、対面が何かすごくいいという話はやめましょうよと言いたい。

○森下委員 おっしゃるとおりだと思う。ただ、制度が対面の時代の制度なので、これはいい、悪いではなくて、いわゆる制度自体が対応していないというだけの話だと思う。インターネットの方がログが残ったり、将来的にはいいところがあると思う。その辺は引き続きこの会議でも検討して、場合によってはより利便性を高めることをされた方がいいのではないかなと思う。

○滝本室長 委員各位にお決めいただくことなので、事務局がどうのこうのということではないが、先ほど申し上げたように、私どもは直接の検討をしているわけではなく、半年がいいのか3カ月がいいのか、あるいは1年以内がいいのか、その根拠を問われても事務局は困ってしまう。だから、ここは厚生労働省の判断に任せ、厚生労働省の判断が社会的な非難を招くものかどうかをある意味、向こうに任せ方がいいのではないかと事務局としては思っているが、委員の御決断にお任せする。

○大崎委員 厚生労働省としてどういうめどをもっておられるかは、我々は知らないというのは全くそのとおりだと思うが、私どもは逆に当事者ではない者として、この最高裁の判決が出たタイミングで現状に照らせば、半年にはして欲しいという、あくまでそういう話。別に命令する権限があるわけでも何でもないの、それを半年と示して、それは何の根拠があるのだと言われたら、我々の希望ですという答えでいいのではないかな。

○金丸委員 私も半年でいいと思っている。

○長谷川委員 私が言ったので修文させていただければ、3ポツ目は「これら制度的枠組みを遅くとも半年以内に設けることを政府に対して強く求めたい」としたいと思う。

○鶴委員 さっき根拠の話があったが、6月に成長戦略とか骨太とかそういうのをまとめるとい、要はこの政権になって一つのサイクルがまた復活する。そこにきちんと間に合うように盛り込んでくださいという言い方は、政府全体のサイクルとしては非常に自然な考え方だと思う。半年と言ったときに、判決が出て1月から半年か。今から半年か。

○大崎委員 今から半年。

○鶴委員 今から半年ということ。

○岡議長 副大臣や政務官の皆さま、今のことについていかが。

○寺田副大臣 私も半年ということでもいいと思う。骨太という非常に重要なサ

イクルが今度復活する。恐らくこれまでの骨太でも一定のルールを作り解禁するとか、そういう漠としたこのままの言い方で、骨太で閣議決定というケースも多かったわけだが、当会議の総意として半年というのは極めてよろしいかと思う。

○岡議長 ほとんどの委員が時期を明示すべきとの意見。しかも、その時期としては、半年が妥当ではないかということでまとまった。文案は長谷川委員の提案も含めて考えさせてもらうとして、半年という時期を明示することによろしいか。

(「はい」と声あり)

○岡議長 西村副大臣、どうぞ。

○西村副大臣 2点だけ手短に。1点目は鶴委員の言われた国際先端テスト。これは自民党としても公約に入れているし、できるだけ早く制度設計をしていただきたいという思いと、今のインターネットの薬の販売について、諸外国の話を知らないというのはもってのほかだと思うので、ここは是非モデルケースとして取り上げていただいて、やっていただければというのが1点。

農業の件は、いずれにしても3月中か4月には来るので、恐らく今のような形で議論をしていただけるのではないかと思うので、○のあるなしにかかわらず、やるということだと思う。その点は議長からきちんと言っていたければ大丈夫だと思うので、よろしく願います。

○岡議長 では、本日の会議をこれで終了する。ありがとうございました。